

○事業報告モデルおよび株主総会参考書類モデルの改正について

平成 21 年 4 月 10 日
全国株懇連合会理事会決定

「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）が施行され、（施行日平成21年4月1日）会社法施行規則の一部が改正されました。

この改正により、事業報告については、「会社の株式に関する事項」において上位10名の大株主を記載することとなり、「会社役員に関する事項」においては「他の法人等の代表状況」などが「重要な兼職の状況」に統一されております。また、株主総会参考書類については、各議案において「提案の理由」を記載することとされました。

これらの改正に対応するため、「事業報告モデル」および「株主総会参考書類モデル」を別紙のとおり改正いたしましたので、会員各社のご参考に供します。

以上

事業報告モデルの改正

改正前	改正後															
<p>2. 会社の株式に関する事項 (3) 大株主</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">株主名</th> <th style="width: 50%;">持株数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千株</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	株主名	持株数		千株			<p>2. 会社の株式に関する事項 (3) 大株主</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">株主名</th> <th style="width: 33%;">持株数</th> <th style="width: 33%;">持株比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千株</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	株主名	持株数	持株比率		千株	%			
株主名	持株数															
	千株															
株主名	持株数	持株比率														
	千株	%														
<p>4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">地位および担当</th> <th style="width: 50%;">他の法人等の代表状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (省略)</p> <p>(3) 社外役員に関する事項 ①取締役 ○○○○ ア. <u>他の会社の業務執行取締役等の兼任状況</u> ○○○○株式会社代表取締役社長であり、○○○株式会社は、当社と……という関係にあります。 イ. <u>他の会社の社外役員の兼任状況</u> ○○○○会社社外監査役であります。 ウ. (省略) エ. (省略) オ. (省略) ②監査役 ○○○○ ア. <u>他の会社の業務執行取締役等の兼任状況</u> ○○○○株式会社取締役社長であり、○○○株式会社は、当社と……という関係にあります。</p>	氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等	(省略)	(省略)	(省略)	<p>4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">地位および担当</th> <th style="width: 50%;">重要な兼職の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (省略)</p> <p>(3) 社外役員に関する事項 ①取締役 ○○○○ ア. <u>重要な兼職先と当社との関係</u> ○○○株式会社は、当社と……という関係にあります。 (削除) イ. (省略) ウ. (省略) エ. (省略) ②監査役 ○○○○ ア. <u>重要な兼職先と当社との関係</u> ○○○○株式会社は、当社と……という関係にあります。</p>	氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	(省略)	(省略)	(省略)			
氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等														
(省略)	(省略)	(省略)														
氏名	地位および担当	重要な兼職の状況														
(省略)	(省略)	(省略)														

改正前	改正後
<p>【補足説明】 2. 会社の株式に関する事項 (1) 発行済株式の総数（施行規則122条2号） (2) 株主数（施行規則122条2号）</p>	<p>【補足説明】 2. 会社の株式に関する事項 (1) 発行済株式の総数（施行規則122条2号） (2) 株主数（施行規則122条2号）</p>

改正前	改正後
<p>(3) 大株主（施行規則122条1号） 会社法施行規則では、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主（いわゆる「主要株主」）の氏名または名称および当該株主の有する株式数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数）の記載だけが定められている（施行規則122条1号）。しかしながら、会社法施行規則第122条第2号の「前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項」として、発行済株式の総数、事業年度の末日における株主数および主要株主以外の大株主についても記載する。</p> <p>大株主については、上位何名以上という定めがないので、何位まで記載するかは会社の任意である（ただし、発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主については全て記載されていなければならない。）。しかし、有価証券報告書の開示にあわせ、上位10名を記載することが考えられる。当該大株主への出資の状況については記載しない。</p> <p>このほか、発行可能株式総数を記載することも考えられる。</p>	<p>(3) 大株主（施行規則122条1号） 会社法施行規則では、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名または名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数を含む）および当該株主の有する株式に係る当該割合の記載が定められている（施行規則122条1号）。</p> <p>このうち、大株主の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数を分母として算出する。</p> <p>また、タイトルを「(3) 大株主（上位10名）」とすることも考えられる。</p> <p>会社法施行規則第122条第2号の「前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項」として、発行済株式の総数および事業年度の末日における株主数についても記載する。</p> <p>(削除)</p> <p>このほか、発行可能株式総数を記載することも考えられる。</p>
<p>3. 会社の新株予約権等に関する事項 (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（施行規則123条1号） 新株予約権の状況として、当事業年度の末日における当社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）につき、取締役（社外役員を除き、執行役を含む。）、社外取締役（社外役員に限る。）、取締役（執行役を含む。）以外の役員に区分して、新株予約権の内容の概要および新株予約権を有する者の人数を記載しなければ</p>	<p>3. 会社の新株予約権等に関する事項 (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（施行規則123条1号） 新株予約権の状況として、当事業年度の末日における当社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下、本項目において同じ。）の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）につき、取締役（社外役員を除き、執行役を含む。）、社外取締役（社外役員に限る。）、取締役（執行役を含む。）以外の役員に区分</p>

改正前	改正後
<p>ばならない。取締役以外の役員とは、監査役、会計参与となる。</p> <p>新株予約権の内容の概要として、目的となる株式の種類および数のほか、行使価額および行使期間を記載する。発行回次毎に行使価額や行使期間が異なることから、取締役、社外取締役、監査役等に区分して、発行回次ごとに、行使価額、行使期間、個数、保有する者の数を表形式で記載する。目的となる株式の種類および数については、目的となる株式の種類が共通であれば合算した数を記載すればよい。あわせて、当社役員の保有する新株予約権の総数も記載する。</p>	<p>して、新株予約権の内容の概要および新株予約権を有する者の人数を記載しなければならない。取締役以外の役員とは、監査役、会計参与となる。</p> <p>新株予約権の内容の概要として、目的となる株式の種類および数のほか、行使価額および行使期間を記載する。発行回次毎に行使価額や行使期間が異なることから、取締役、社外取締役、監査役等に区分して、発行回次ごとに、行使価額、行使期間、個数、保有する者の数を表形式で記載する。目的となる株式の種類および数については、目的となる株式の種類が共通であれば合算した数を記載すればよい。あわせて、当社役員の保有する新株予約権の総数も記載する。</p>
<p>4. 会社役員に関する事項</p> <p>事業報告に記載すべき会社役員は、原則として、当事業年度の開始後、事業報告作成時点までに在任したことがある会社役員である（ただし、報酬等の額の記載に関しては、当事業年度開始前に退任した会社役員も含まれる場合がある。）。したがって、事業年度中に退任した者および事業年度末日後に就任した者も含まれる。</p> <p>会社役員に関する事項として、以下の項目を記載する（施行規則121条各号）。ただし、①～③および⑧⑨の記載については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（施行規則121条1号カッコ書）。</p> <p>①（省略） ②（省略） ③会社役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実 ④（省略） ⑤（省略） ⑥（省略）</p>	<p>4. 会社役員に関する事項</p> <p>事業報告に記載すべき会社役員は、原則として、当事業年度の開始後、事業報告作成時点までに在任したことがある会社役員である（ただし、報酬等の額の記載に関しては、当事業年度開始前に退任した会社役員も含まれる場合がある。）。したがって、事業年度中に退任した者および事業年度末日後に就任した者も含まれる。</p> <p>会社役員に関する事項として、以下の項目を記載する（施行規則121条各号）。ただし、①、②および⑦、⑧の記載については、<u>直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（施行規則121条1号カッコ書）。また、⑥については、当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものは除くとされている（施行規則121条6号カッコ書）。</u></p> <p>①（省略） ②（省略） （削除） ③（省略） ④（省略） ⑤（省略）</p>

改正前	改正後
<p>⑦当事業年度中に辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任された者を除く。）があるときは、その氏名、会社法第345条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見（監査役の解任や辞任について株主総会において述べられる監査役の意見）があったときは、その意見の内容、会社法345条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の理由（辞任監査役が、辞任後最初に招集される株主総会において述べる、辞任した旨およびその理由）があるときは、その理由</p> <p>⑧当該事業年度に係る当該会社の会社役員の重要な兼職の状況（上記③の事項を除く。）</p> <p>⑨（省略）</p> <p>⑩（省略）</p>	<p>⑥辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任された者を除く。）があるときは、その氏名、会社法第345条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見（監査役の解任や辞任について株主総会において述べられる監査役の意見）があるときは、その意見の内容、会社法345条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の理由（辞任監査役が、辞任後最初に招集される株主総会において述べる、辞任した旨およびその理由）があるときは、その理由</p> <p>⑦当該事業年度に係る当該会社の会社役員の重要な兼職の状況</p> <p>⑧（省略）</p> <p>⑨（省略）</p>
<p>(1) 取締役および監査役の氏名等（施行規則121条）</p> <p>ここで記載する取締役・監査役は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られる（施行規則121条1号カッコ書）が、事業年度の末日に在任していない者も含まれる。</p> <p>氏名、地位および担当、<u>他の法人等の代表者等であるときはその旨を、表形式で記載する（事業年度の末日に在任していない取締役・監査役についても表に含めて記載する。）</u>。</p> <p><u>他の法人等の代表状況等は、重要なものを記載すればよく、上場会社の代表取締役等が該当すると解される。このほか、「代表者に類する者」として、上場会社の会長や役付取締役などが考えられる。なお、他の法人の代表者等であること以外に重要な兼職がある場合には、それを注記する。</u></p> <p>社外取締役や社外監査役である旨、監査役が財務および会計に関する相当程</p>	<p>(1) 取締役および監査役の氏名等（施行規則121条）</p> <p>ここで記載する取締役・監査役は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られる（施行規則121条1号カッコ書）が、事業年度の末日に在任していない者も含まれる。</p> <p>氏名、地位および担当、<u>重要な兼職の状況を、表形式で記載する（事業年度の末日に在任していない取締役・監査役についても表に含めて記載する。）</u>。</p> <p><u>なお、社外役員について、他の法人等の重要な兼職がある場合は、「(3)社外役員に関する事項」に会社と他の法人等との関係を記載する（施行規則124条1・2号）。</u></p> <p>社外取締役や社外監査役である旨、監査役が財務および会計に関する相当程</p>

改正前	改正後
<p>度の知見を有している場合はその事実等を注記する。</p> <p>表に記載されている取締役・監査役が事業年度末までに辞任している場合は、その旨を注記する（辞任以外の理由で退任している場合は、「〇〇により退任いたしました」と記載する。）。このほか、当該事業年度中に辞任した役員については、表に記載されていない者についても（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られていないため）、氏名等を注記する（施行規則121条7号）。</p> <p>記載例</p> <p>「5. 上記のほか当事業年度中に辞任した取締役および監査役</p> <p>取締役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日 監査役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日」</p> <p>なお、辞任に関して、株主総会で述べられた意見や辞任の理由がある場合は、注1、注5とも、各人毎に記載する。</p>	<p>度の知見を有している場合はその事実等を注記する。</p> <p>表に記載されている取締役・監査役が事業報告作成時点までに辞任している場合は、その旨を注記する（辞任以外の理由で退任している場合は、「〇〇により退任いたしました」と記載する。）。このほか、当該事業年度中に辞任した役員については、表に記載されていない者についても（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られていないため）、氏名等を注記する（施行規則121条6号）。</p> <p>記載例</p> <p>「5. 上記のほか当事業年度中に辞任した取締役および監査役</p> <p>取締役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日 監査役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日」</p> <p>なお、辞任に関して、株主総会で述べられる意見や辞任の理由がある場合は、注1、注5とも、各人毎に記載する（<u>当事業年度に係る定時株主総会で述べられる辞任監査役の意見等に加え、直前の定時株主総会で述べられかつ前事業年度に係る事業報告に記載されていない辞任監査役の氏名および意見等も記載する。</u>）。</p>
<p>(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額（施行規則121条4号、124条6号）</p> <p>①当事業年度に係る報酬等の額</p> <p>当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数を記載する。社外取締役および社外監査役に支払った報酬等については、分別できるように記載する。</p> <p>記載されるべき取締役・監査役の員数は、当事業年度中に退任した者も含め、報酬等を支給された取締役・監査役の員数を記載する（無報酬の取締役・監査役は含めない。）</p> <p>使用人兼務取締役の使用人給与（賞与を含む。）について注記することが考えられる。</p>	<p>(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額（施行規則121条3号、124条6号）</p> <p>①当事業年度に係る報酬等の額</p> <p>当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数を記載する。社外取締役および社外監査役に支払った報酬等については、分別できるように記載する。</p> <p>記載されるべき取締役・監査役の員数は、当事業年度中に退任した者も含め、報酬等を支給された取締役・監査役の員数を記載する（無報酬の取締役・監査役は含めない。）</p> <p>使用人兼務取締役の使用人給与（賞与を含む。）について注記することが考えられる。</p>

改正前	改正後
<p>なお、ストックオプションについても報酬等に含まれるため、報酬等の額として、新株予約権の価値として算定した金額（費用として計上した額）を記載する。</p> <p>各会社役員報酬等の具体的金額に係る決定や、報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針を定めていたときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要を記載する（施行規則121条6号）。</p> <p>また、役員退職慰労金を毎年引当計上している場合は、当事業年度に計上した額を本項に含めるものとする。この場合、その旨を注記することが望ましい。</p> <p>役員賞与や業績連動報酬については、各社の考え方や会計処理方法によっては、当事業年度に係る報酬等の額に含めるのか、次の②として記載するのか、検討が必要になる。</p> <p>②当事業年度において取締役および監査役が受けた（または当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった）報酬等の額（上記①の報酬等の額を除く。）（施行規則121条5号）。</p> <p>①の他、当事業年度において受けた取締役・監査役の報酬等がある場合は、その総額および報酬等を受けた取締役・監査役の員数を記載する。当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった場合は、その見込み額の総額および報酬等を受ける取締役・監査役の員数についても記載する。</p> <p>当事業年度に係る報酬等として①で記載された報酬等および前事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等は除外される（施行規則121条5号カッコ書）。</p> <p>記載対象となる例としては、当事業年度中の株主総会で決議された役員退職慰労金ですすでに支払済みのもの（当事業年度中に支払われたのであれば、当事業年度開始前に退任した者への退職慰労金も含まれる。）、当該事業報告を報告すべき定時株主総会において決議する</p>	<p>なお、ストックオプションについても報酬等に含まれるため、報酬等の額として、新株予約権の価値として算定した金額（費用として計上した額）を記載する。</p> <p>各会社役員報酬等の具体的金額に係る決定や、報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針を定めていたときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要を記載する（施行規則121条5号）。</p> <p>また、役員退職慰労金を毎年引当計上している場合は、当事業年度に計上した額を本項に含めるものとする。この場合、その旨を注記することが望ましい。</p> <p>役員賞与や業績連動報酬については、各社の考え方や会計処理方法によっては、当事業年度に係る報酬等の額に含めるのか、次の②として記載するのか、検討が必要になる。</p> <p>②当事業年度において取締役および監査役が受けた（または当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった）報酬等の額（上記①の報酬等の額を除く。）（施行規則121条4号）。</p> <p>①の他、当事業年度において受けた取締役・監査役の報酬等がある場合は、その総額および報酬等を受けた取締役・監査役の員数を記載する。当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった場合は、その見込み額の総額および報酬等を受ける取締役・監査役の員数についても記載する。</p> <p>当事業年度に係る報酬等として①で記載された報酬等および前事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等は除外される（施行規則121条4号カッコ書）。</p> <p>記載対象となる例としては、当事業年度中の株主総会で決議された役員退職慰労金ですすでに支払済みのもの（当事業年度中に支払われたのであれば、当事業年度開始前に退任した者への退職慰労金も含まれる。）、当該事業報告を報告すべき定時株主総会において決議する</p>

改正前	改正後
<p>役員退職慰労金で、当事業年度末日までに内規等により見込み額が明らかになっているものなどが想定される。</p>	<p>役員退職慰労金で、当事業年度末日までに内規等により見込み額が明らかになっているものなどが想定される。</p>
<p>(3) 社外取締役および社外監査役に関する事項（施行規則124条） （省略）</p> <p>①他の<u>会社</u>の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者または使用人であるときは、<u>その事実および会社と当該他の会社との関係（重要でないものは除く。）</u>（施行規則 124 条 1 号）</p> <p>②他の株式会社の社外役員を兼任している場合はその事実（重要でないものは除く。） （施行規則 124 条 2 号）</p>	<p>(3) 社外取締役および社外監査役に関する事項（施行規則124条） （省略）</p> <p>①他の<u>法人等</u>の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者その他これに類する者または使用人であることが<u>重要な兼職に該当する場合は、会社と当該他の法人等との関係</u>（施行規則 124 条 1 号） この「関係」については<u>重要性の基準がないが、重要な兼職の該当性の判断に係らない関係（電力やガスの供給契約のような定型取引等）については対象とならないと解される。記載すべき関係がない場合は、本項目を記載したうえで「開示すべき関係はありません。」と記載する対応も考えられる。</u></p> <p>②他の<u>法人等</u>の社外役員その他これに類する者を兼任していることが<u>重要な兼職に該当する場合は、会社と当該他の法人等との関係</u>（施行規則124条2号）</p>
<p>7. 会社の支配に関する基本方針（施行規則127条）</p> <p>当社における、財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針として、基本方針の内容、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各具体的な内容、これらの取組みが、基本方針に沿っており、株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の状態の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断およびその判断にかかる理由を記載する。</p>	<p>7. 会社の支配に関する基本方針（施行規則118条3号）</p> <p>当社における、財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針として、基本方針の内容の概要、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各具体的な内容の概要、これらの取組みが、基本方針に沿っており、株主の共同の利益を損なうものではなく、会社役員の状態の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断およびその理由を記載する。</p>

以上

参考書類モデルの改正

改正前		改正後																															
<p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。</p>		<p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p><u>(1) 提案の理由</u></p> <p><u>今後の事業展開に備えるため事業目的を追加いたしたいと存じます。</u></p> <p><u>(2) 変更の内容</u></p> <p>現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行定款</th> <th>変更案</th> <th>変更の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</td> <td>(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</td> <td><u>今後の事業展開に備えるため事業目的を追加いたしたいと存じます。</u></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</td> <td><u>4</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現行定款	変更案	変更の理由	(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	<u>今後の事業展開に備えるため事業目的を追加いたしたいと存じます。</u>	1	1		2	2		(新設)	3		<u>3</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>4</u> 前各号に付帯関連する一切の事業		<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行定款</th> <th>変更案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</td> <td>(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</td> <td><u>4</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</td> </tr> </tbody> </table>	現行定款	変更案	(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	1	1	2	2	(新設)	<u>3</u>	<u>3</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>4</u> 前各号に付帯関連する一切の事業		
現行定款	変更案	変更の理由																															
(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	<u>今後の事業展開に備えるため事業目的を追加いたしたいと存じます。</u>																															
1	1																																
2	2																																
(新設)	3																																
<u>3</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>4</u> 前各号に付帯関連する一切の事業																																
現行定款	変更案																																
(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。																																
1	1																																
2	2																																
(新設)	<u>3</u>																																
<u>3</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>4</u> 前各号に付帯関連する一切の事業																																
<p>第3号議案 取締役〇名選任の件</p> <p>取締役全員(〇名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役〇名の選任をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>取締役候補者は、次のとおりであります。</p>		<p>第3号議案 取締役〇名選任の件</p> <p>取締役全員(〇名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役〇名の選任をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>取締役候補者は、次のとおりであります。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>候補者番号</th> <th>氏名 (生年月日)</th> <th>略歴、地位、担当および<u>他の法人等の代表状況</u></th> <th>所有する当社の株式の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)</td> <td>昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常務取締役(経理・総務担当) 現在に至る (<u>他の法人等の代表状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役副社長</td> <td>〇〇〇株</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)</td> <td>昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (<u>他の法人等の代表状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役社長</td> <td>〇〇〇株</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および <u>他の法人等の代表状況</u>	所有する当社の株式の数	1	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常務取締役(経理・総務担当) 現在に至る (<u>他の法人等の代表状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役副社長	〇〇〇株	2	△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (<u>他の法人等の代表状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役社長	〇〇〇株	(以下省略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>候補者番号</th> <th>氏名 (生年月日)</th> <th>略歴、地位、担当および<u>重要な兼職の状況</u></th> <th>所有する当社の株式の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)</td> <td>昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常務取締役(経理・総務担当) 現在に至る (<u>重要な兼職の状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役副社長</td> <td>〇〇〇株</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)</td> <td>昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (<u>重要な兼職の状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役社長</td> <td>〇〇〇株</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および <u>重要な兼職の状況</u>	所有する当社の株式の数	1	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常務取締役(経理・総務担当) 現在に至る (<u>重要な兼職の状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役副社長	〇〇〇株	2	△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (<u>重要な兼職の状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役社長	〇〇〇株	(以下省略)			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および <u>他の法人等の代表状況</u>	所有する当社の株式の数																														
1	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常務取締役(経理・総務担当) 現在に至る (<u>他の法人等の代表状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役副社長	〇〇〇株																														
2	△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (<u>他の法人等の代表状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役社長	〇〇〇株																														
(以下省略)																																	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および <u>重要な兼職の状況</u>	所有する当社の株式の数																														
1	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常務取締役(経理・総務担当) 現在に至る (<u>重要な兼職の状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役副社長	〇〇〇株																														
2	△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (<u>重要な兼職の状況</u>) 〇〇株式会社代表取締役社長	〇〇〇株																														
(以下省略)																																	

改正前				改正後			
<p>第4号議案 監査役〇名選任の件</p> <p>監査役全員(〇名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役〇名の選任をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。</p> <p>監査役候補者は、次のとおりであります。</p>				<p>第4号議案 監査役〇名選任の件</p> <p>監査役全員(〇名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役〇名の選任をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。</p> <p>監査役候補者は、次のとおりであります。</p>			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数	候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常勤監査役 現在に至る	〇〇〇株	1	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 昭和〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役 平成〇年〇月 当社常勤監査役 現在に至る	〇〇〇株
2	△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 〇〇株式会社代表取締役社長	〇〇〇株	2	△△△△ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 〇〇株式会社代表取締役社長	〇〇〇株
(以下省略)				(以下省略)			
<p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。</p> <p>補欠監査役候補者は、次のとおりであります。</p>				<p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。</p> <p>補欠監査役候補者は、次のとおりであります。</p>			
氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況		所有する当社の株式の数	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 〇〇株式会社代表取締役社長		〇〇〇株	〇〇〇〇 (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社 昭和〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 〇〇株式会社代表取締役社長		〇〇〇株

改正前	改正後
<p>第8号議案 役員賞与の支給の件 当期末時点の取締役〇名（内社外取締役〇名）および監査役〇名に対し、<u>当期の業績等を勘案して、役員賞与総額〇〇〇円（取締役分〇〇〇円、社外取締役分〇〇〇円、監査役分〇〇〇円）</u>を支給することと致したいと存じます。</p>	<p>第8号議案 役員賞与の支給の件 <u>当期の業績等を勘案して、</u>当期末時点の取締役〇名（内社外取締役〇名）および監査役〇名に対し、役員賞与総額〇〇〇円（取締役分〇〇〇円、社外取締役分〇〇〇円、監査役分〇〇〇円）を支給することと致したいと存じます。</p>
<p>第10号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件 当社取締役に対して、報酬として新株予約権を年額〇〇〇円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。現在の取締役は〇名であります。第〇号議案が原案どおり承認可決されますと〇名となります。なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。</p>	<p>第10号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件 <u>当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、</u>当社取締役に対して、報酬として新株予約権を年額〇〇〇円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。現在の取締役は〇名であります。第〇号議案が原案どおり承認可決されますと〇名となります。なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。</p>

改正前	改正後
<p>【補足説明】</p> <p>（第1号議案）</p> <p>1. 定款変更議案の記載としては、現行定款と変更案を新旧対照表の形式で記載し、変更部分、追加部分にはアンダーラインを引くのが一般的である。<u>なお、参考書類には「変更の理由」を記載することが不要となったが、定款変更の趣旨や目的を説明するために記載が必要であると考えられる。</u> </p> <p>3. 議案の記載例としては次のものが考えられる。</p>	<p>【補足説明】</p> <p>（第1号議案）</p> <p>1. 定款変更議案の記載としては、現行定款と変更案を新旧対照表の形式で記載し、変更部分、追加部分にはアンダーラインを引くのが一般的である。また、「<u>提案の理由</u>」を記載する（<u>施行規則73条1項2号</u>）。 </p> <p>3. 議案の記載例としては次のものが考えられる。「<u>経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から</u>」の部分が「<u>提案の理由</u>」にあたる。各社の状況にあわせて適切な記載とする（以下の各議案でも同様である）。</p>

改正前	改正後
<p>(第2号議案) </p>	<p>(第2号議案) <u>「次期の配当に備えるもの」の部分が「提案の理由」にあたる。</u></p>
<p>(第3号議案) 1. 取締役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則74条1項、2項)。 </p> <p>(4) 候補者が<u>他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)</u></p> <p><u>他の法人等の代表状況については、その候補者がどの程度会社の取締役等として職務に専念できるかを判断する材料となるとともに、利益相反が生ずる可能性を判断するためと考えられる。なお、会社法施行規則では、「重要でないものを除く」としているため、重要な代表の状況を記載することで足りる。その重要性の判断基準としては、取締役が職務執行に専念できる状況や利益相反の可能性などが考えられる。したがって、例えば単に名誉職的な意味で他の法人等の代表となっているような場合には、重要でないものと判断して、その事実の記載を省略することが可能であろう。</u></p> <p>.....</p> <p>3. 社外取締役候補者の場合、以下の記載事項を追加することになる。ただし、非公開会社は(3)から(7)までの記載を要しない(施行規則74条4項)。 </p> <p>(6) 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨(施行規則74条4項6号) </p> <p>③当該会社またはその特定関係事業者の業務執行者の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずるものであること</p>	<p>(第3号議案) 1. 取締役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則74条1項、2項)。 </p> <p>(4) 候補者が<u>取締役に就任した場合において会社法施行規則121条7号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実株主総会参考書類作成時において確認できた兼職のうち、重要なものを事業報告における「会社役員に関する事項」と同様に開示する。作成時に兼職の事実があっても、就任時には兼職がなくなることが明らかである場合は、開示する必要はない。</u></p> <p><u>他の法人等の代表者であれば通常は重要な兼職状況として開示を要すると考えられる。その候補者がどの程度会社の取締役等として職務に専念できるかを判断する材料となるとともに、利益相反が生ずる可能性を判断するためである。</u></p> <p><u>一方、例えば単に名誉職的な意味で他の法人等の代表となっているような場合には、重要でないものと判断して、その事実の記載を省略することが可能であろう。</u></p> <p>.....</p> <p>3. 社外取締役候補者の場合、以下の記載事項を追加することになる。ただし、非公開会社は(3)から(7)までの記載を要しない(施行規則74条4項)。 </p> <p>(6) 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨(施行規則74条4項6号) </p> <p>③当該会社またはその特定関係事業者の業務執行者の配偶者、3親等以内の親族そ</p>

改正前	改正後
	<p>の他これに準ずるものであること <u>(重要でないものを除く)</u></p> <p>.....</p> <p><u>「取締役全員(○名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので」の部分</u>が「<u>提案の理由</u>」にあたる。</p>
<p>(第4号議案)</p> <p>1. 監査役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則76条1項、2項)。基本的には上記取締役の選任議案に準じた内容を記載する。ただし、非公開会社は(6)以下の記載を要しない。</p> <p>.....</p> <p>(7) 候補者が<u>他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)</u></p> <p>取締役の選任議案の場合と同様に<u>重要でないものを除くことが認められた。</u></p> <p>(8) 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における<u>地位および担当</u></p> <p>.....</p> <p>3. 社外監査役候補者の場合、以下の記載事項を追加することになる。ただし、非公開会社は(3)から(7)までの記載を要しない(施行規則76条4項)。</p> <p>.....</p> <p>(6) 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨</p> <p>.....</p> <p>③当該会社またはその特定関係事業者の業務執行者の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずるものであること</p>	<p>(第4号議案)</p> <p>1. 監査役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則76条1項、2項)。基本的には上記取締役の選任議案に準じた内容を記載する。ただし、非公開会社は(6)以下の記載を要しない。</p> <p>.....</p> <p>(7) 候補者が<u>監査役に就任した場合において会社法施行規則121条7号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</u>取締役の選任議案の場合と同様である。</p> <p>(8) 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位</p> <p>.....</p> <p>3. 社外監査役候補者の場合、以下の記載事項を追加することになる。ただし、非公開会社は(3)から(7)までの記載を要しない(施行規則76条4項)。</p> <p>.....</p> <p>(6) 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨</p> <p>.....</p> <p>③当該会社またはその特定関係事業者の業務執行者の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずるものであること <u>(重要でないものを除く)</u></p> <p>.....</p> <p><u>「監査役全員(○名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので」の部分</u>が「<u>提案の理由</u>」にあたる。</p>

改正前	改正後
<p>(第5号議案)</p>	<p>(第5号議案) <u>「監査役が法令に定める員数を欠くこと になる場合に備え」の部分が「提案の理由」 にあたる。</u></p>
<p>(第6号議案)</p> <p>(7) 当該候補者が<u>当該会社の親会社もしくは 当該親会社（当該会社に親会社がない場合 にあっては、当該会社）の子会社（当該会 社を除く）もしくは関連会社（当該親会 社が会社でない場合におけるその子会社お よび関連会社に相当するものを含む）から 多額の金銭その他の財産上の利益（これら の者から受ける会計監査人（法以外の法令 の規定によるこれに相当するものを含 む。）としての報酬等および公認会計士法 第2条第1項に規定する業務の対価を除 く）を受ける予定があるときまたは過去2 年間に受けていたときは、その内容</u></p>	<p>(第6号議案)</p> <p>(7) 当該候補者が<u>当該会社、その親会社また は当該親会社（当該会社に親会社がない場 合にあっては、当該会社）の子会社(当該 会社を除く)もしくは関連会社（当該親会 社が会社でない場合におけるその子会社 および関連会社に相当するものを含む）か ら多額の金銭その他の財産上の利益（これ らの者から受ける会計監査人（法以外の法 令の規定によるこれに相当するものを含 む。）としての報酬等および公認会計士法 第2条第1項に規定する業務の対価を除 く）を受ける予定があるときまたは過去2 年間に受けていたときは、その内容</u> <u>「現会計監査人〇〇監査法人は、本総会の 終結の時をもって任期満了により退任され ますので」の部分が「提案の理由」にあたる。</u></p>
<p>(第7号議案)</p>	<p>(第7号議案) <u>「取締役〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の 3氏および監査役〇〇〇〇氏は、本総会の終 結の時をもって退任されますので、それぞ れ在任中の労に報いるため」の部分が「提案 の理由」にあたる。</u></p>
<p>(第8号議案)</p>	<p>(第8号議案) <u>「当期の業績等を勘案して」の部分が「提 案の理由」と「算定の基準」にあたる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(第9号議案)</p> <p>.....</p>	<p>(第9号議案)</p> <p>.....</p> <p><u>「その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して」の部分が「提案の理由」にあたる。</u></p>
<p>(第10号議案)</p> <p>.....</p>	<p>(第10号議案)</p> <p>.....</p> <p><u>「当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため」の部分が「提案の理由」にあたる。</u></p>

以上